

山口県報

平成20年
8月12日
(火曜日)

目次

規則
山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労働政策課)……………一

告示
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課)……………一

公告
障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)……………二
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)……………六
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………六
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………六



山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十二号

山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山口県訓練手当支給規則(昭和四十二年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第二号中「通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、その利用すること

なる交通機関の通行回数が一日十往復以下であるもの若しくは支給対象者の居住地からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅(停留所等を含む。)までの距離が二千メートル以上であるものうち」を削る。

第七条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「五十日」を「四十日」に改める。

附則

- (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
2 改正後の山口県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)(第五条第四項第二号及び第七条第二項の規定は、平成二十年四月一日(以下「適用日」という。)(以後に職業訓練を受けた日に係る基本手当、受講手当、通所手当及び寄宿手当(以下「基本手当等」という。)(の支給について適用し、適用日前に職業訓練を受けた日に係る基本手当等の支給については、なお従前の例による。
- (基本手当等の内払)
3 改正前の山口県訓練手当支給規則の規定により適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に係る基本手当等として支給された基本手当等は、改正後の規則の規定による基本手当等の内払とみなす。



山口県告示第三百八十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、西光寺川水系西光寺川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年八月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 西光寺川水系西光寺川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 周南市大字久米、大字櫛ヶ浜及び大字栗屋地内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十分以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年八月十一日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年八月十二日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
 (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年九月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四―三三―六四七一)にすること。



(三三五) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年八月十二日

名 称	所 在 地	療 養 の 種 類	指 定 年 月 日
中村敏子小児科	下関市小月駅前二丁目五番八号	自立支援医療の種類	平成一九、三、一
医療法人社団松涛会	彦島江の浦町九丁目四番五号	"	"
彦島内科	"	"	"
稗田病院	号 " 稗田中町八番一八	"	"
医療法人茜会昭和病院	" 汐入町三五番一号	"	"
花園内科クリニック	" 後田町二丁目一番四一号	"	四、
医療法人社団広祐会	" 金比羅町二番四号	"	"
医療法人社団王司こどもクリニック	番七号 王司上町一丁目八番七号	"	"
下関市立中央病院	番一号 向洋町一丁目一三番一号	"	"

(三三六) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十年八月十二日

山口県知事 二井 関 成

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスを行う事業所名称	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社タカ	宇部市中村二丁目七番五号	ヘルパーステーション フィットケア	宇部市中村二丁目七番五号	居宅介護	平成二〇、八、一
"	"	"	"	重度訪問介護	"
"	"	"	"	"	"

(三三七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年八月十二日から同年十二月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月十二日

山口県知事 二井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地	名称	所在地	代表者の氏名
一	大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 (仮称) 宇部北琴芝複合店舗 所在地 宇部市北琴芝二丁目五六九の一	宇部市北琴芝二丁目五六九の一	代表者の氏名
二	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 青山商事株式会社 所在地 広島県福山市王子町一丁目三番五号	青山 理	代表者の氏名
三	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名		

青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三番五号 青山 理
株式会社ハーティウオン 広島市中区八丁堀二番八号 木嶋 敬介

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年四月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八五四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五九台

(二) 駐輪場の収容台数

五三台

(三) 荷さばき施設の面積

六四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
青山商事株式会社 午前九時 午後九時
株式会社ハーティウオン " " 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

五箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十年七月三十一日

(三三八) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十年八月十二日

一 事業の名称

県営榎小野北部地区経営体育成基盤整備事業

二 工事完了の時期

平成二十年五月二十六日

山口県知事

二井 関 成

平成二十年八月十二日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）